

災害時における気象観測の協力体制に関する覚書

高知県（以下「甲」という。）と高知地方気象台（以下「乙」という。）とは、災害時における気象観測の協力体制に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、乙が高知県内に設置した気象観測施設が地震、台風等の災害で被災することにより、乙の気象観測が継続できない場合に、甲の応急復旧作業の支援に必要な情報を確保するため、甲及び乙の協力体制について必要な事項を定めるものとする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、次の事項について、相互に協力するものとする。

- （1）甲は、乙からの要請に基づき、乙が設置する臨時の気象観測施設の設置場所として別紙の都市公園の一部の占用を許可すること。
- （2）乙は、前号の規定により許可された場所へ速やかに臨時の気象観測施設を設置し、甲の行う応急復旧作業の支援に必要な情報を提供すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、特に必要な事項。

（占用許可の手続）

第3条 前条第1号の規定による乙の要請は、都市公園の占用許可申請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（占用期間）

第4条 第2条第1号の規定による占用期間は、既存の気象観測施設が復旧するまでの期間とし、当該期間満了後、乙は臨時の気象観測施設を速やかに撤去して原状に復するものとする。ただし、当該期間を超過して設置する必要がある場合には、乙の申出を受けて、甲乙協議のうえ占用期間を決定するものとする。

（占用料）

第5条 甲は、第2条第1号の規定による占用に係る占用料については、徴収しないものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この覚書が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(苦情及びトラブル対応)

第7条 第2条第2号の規定により設置した臨時の気象観測施設に関する第三者からの苦情及びトラブルについては、乙が対応するものとする。

(覚書の有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、当該覚書の締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも解除の申出がない場合には、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとする。それ以降の期間満了のときにおいても同様とする。

(議事等の決定)

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書は成立を証するため2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成30年10月12日

甲 高知県

知事

乙 高知地方気象台

台長

甲が乙に臨時の気象観測施設のため、占用を許可する都市公園（第2条第1号関連）

設置場所候補地	所在地
安芸広域公園 里のゾーン	安芸市川北乙 1607-10
土佐西南大規模公園（中村地区） 星空観測広場	四万十市鍋島字日和山 3539
土佐西南大規模公園（中村地区） 道崎公園	四万十市下田字南道崎 3861